

## 平成十八年政令第二百十三号

## 住宅基本法施行令

内閣は、住宅基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。  
住宅基本法第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県とする。

## 附則抄

## （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令の廃止）

第二条 住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令（昭和四十一年政令第二百三十一号）は、廃止する。